

2025年7月

お取引様各位

テスコム電機株式会社 松本工場  
長野県松本市和田 4217-1



## 食品衛生法ポジティブリスト制度に関する適合宣言書

食品衛生法のポジティブリスト制度の規制対象となります弊社製品について下記のとおり適合性を確認しております。また、2025年6月1日以降もポジティブリスト制度に適合し、流通できることを宣言いたします。

### 記

#### 1. 製品

弊社で販売している全ての製品

#### 2. 適合規格

制度の規制対象となります弊社製品の食品接触面に使用している食品用器具及び容器包装は、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第18条の規定に基づき制定された「食品、添加物等の規格基準」（昭和34年厚生省告示第370号）第3のAの8に従い、「別表第1」に記載された原材料で構成されていること。

以上